

練馬区安全・安心協議会

答申

「防犯防火にかかる地域連携体制の構築にあたっての区の役割について」

1 はじめに

安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるための基本事項の検討などを行うこととして、区長の附属機関として設置された当協議会は、平成 17 年 9 月に、練馬区長より標記の諮問を受けました。

当該諮問につきまして、以後平成 19 年 3 月まで、別表のとおり計 4 回の会議を開催し、検討を重ねてきました。

その検討結果について、答申としてまとめることができましたので、練馬区長に対し、ここに答申いたします。

2 現状の把握について

検討を進めるにあたり、まず地域防犯防火にかかる活動の現状について調査しました。練馬区内には、200 を超える町会自治会、100 を超える商店会のほか、各小中学校には P T A ・父母の会があり、数多くの地域団体が地域社会で活動しております。昨今の治安情勢の悪化から、当該団体の活動として地域パトロール活動を実施する団体は増加の傾向にあり、パトロール団体として練馬区に登録している団体は 200 を超えている状況にあります。これらの団体は、一部地域で各団体が協力して地域防犯防火に取り組む事例もあるものの、そのほとんどが各団体それぞれ単独活動をしている状況です。

また地域団体等が現に連携協力して活動している事例についても調査しました。地震発生時に区民が避難拠点（区立小中学校）に多数避難した場合に、当該避難拠点の運営を行う「避難拠点運営連絡会」、青少年の健全育成と青少年の社会環境の浄化を目的に、区内の 17 出張所を単位に設置されている「青少年育成地区委員会」、放課後の子どもの居場所確保などを目的に、全区立小学校での設置を進めている「学校応援団」など数多くの事例があり、地域団体等との連携活動は決して不可能ではないことが判りました。

地域防犯防火につきましては、地域団体などが連携して取り組むことが効果的であることは言うまでもありません。ぜひこの分野においても連携して取り組む体制を構築すべきであると考えます。

3 地域団体等が連携して行う活動内容について

次に、地域防犯防火について地域団体等が連携して活動を行う場合、どのような活動を行うべきかについて検討しました。

まず「パトロール活動の分担」です。パトロール活動については、各地域団体が実施しやすい曜日や時間帯を選んで実施していると考えられます。これを例えば町会自治会は夜間、P T A は午後といったふうに、パトロール実施の時

間帯等を分担して行うことができれば、結果として各地域団体の負担が軽くなり、また効率的なパトロール活動が期待できると考えます。

次に「防犯防火情報の共有」があげられます。犯罪発生などの情報は練馬区や警察署、学校などから地域に向かって発信されています。練馬区や警察ではあらかじめ登録したアドレスにメールで送信する事業を実施していますが、練馬区民のすべてがメールを受信することはできません。また学校が発信する場合にはPTAに対してのみである場合が多く、行政から区民のすべてに情報を伝えるのは、どうしても限界があります。この場合、地域において情報伝達の連絡網をつくり、地域のなかで情報を共有することができれば、非常に有効であると考えます。

また地域住民に対する防犯防火意識の啓発活動も大きな役割と考えます。地域団体等が連携して「防犯防火講習会」「犬のしつけ方教室」など一般区民が参加できるイベントを企画し、これまで防犯防火にあまり興味のなかった区民の方々の意識啓発を図ることができれば、地域防犯防火活動について、横のひろがりを持たせることが期待できます。

そして最後に「防犯防火連絡会」の開催です。年に2～3回程度、地域団体等が定期的集まり、各団体の活動状況の報告や地域防犯防火にかかる情報交換を行い、その地域における共通の課題等について検討し、その内容を地域における共通の問題として行政に要望することができれば、行政としても対応がしやすいのではないかと考えられます。

4 地域防犯防火連携体制の設置単位について

次に、地域団体等が連携して活動を行う地域の単位について検討しました。

地域の単位については、行政区画の単位や町会自治会エリアの単位など、いろいろ考え方があります。

そのなかで、地域防犯防火にかかる連携体制には、区立小学校の学区域を単位とすることが最善であるとの結論を得ました。

その理由は、地域防犯防火の大きなテーマのひとつが「子どもの安全確保」であること、また、地域の活動になかなか参加することができない一般の区民の方々も、子どもが区立小学校に通っている間は、学校活動やPTA活動などを通じて、地域の活動に参加する機会が増えるだろうということが大きな理由です。

地域防犯防火活動はできる限り多くの方々に参加いただきたいと考えています。そのため、小学校の子どもたちの安全確保を主旨として地域の方々に集まっていただくことで、より多くの方々の参加を得られるものと考えます。

5 地域防犯防火連携体制の構築にあたっての区の役割について

地域防犯防火連携体制の活動内容や設置単位といった基本的枠組みについて方向性を見出すことができたので、それを受けて、諮問の本題である地域で防犯防火にかかる連携体制を構築するにあたっての区の役割についての検討に入ることにしました。

区の役割は大きく分けて、連携体制ができるまでの、設置に向けての働きかけと、連携体制構築後の各種活動を行うにあたっての支援であると考えます。

(1)設置に向けての働きかけ

まず設置に向けての働きかけですが、これまでも学校と警察署が共同で実施しているセーフティ教室協議会の席上や、出張所管轄単位で開催している「安全安心地域懇談会」など地域団体等が集まる機会をとらえて、地域防犯防火について連携して活動を行うことの意義や効果などについて説明し、啓発に努めている実態があります。

これら活動をさらに充実させるとともに、「安全安心地域懇談会」を小学校の学区域を単位に開催したり、「避難拠点運営連絡会」や「学校応援団運営委員会」など既存の連携組織に対して、地域防犯防火について働きかけるなど、きめ細かな対応も必要であると考えます。

またすでに連携体制が構築されている地域がある場合、その地域の構築事例などについて紹介することも効果があると考えます。

なお、地域の方々に連携した活動を呼びかけるにあたっては、その前提として、区と警察署・消防署といった関係機関との間の横の連携も密にしておかなければならないことは言うまでもありません。

(2)連携体制構築後の支援

次に連携体制構築後の支援ですが、地域防犯防火について地域で連携して各種活動を行うにあたっては、ある程度の経費がかかるものと考えます。この活動自体は収益を生む性格のものではないため、連携組織の積極的な活動を期待する場合には、やはり財政的な支援が必要になると考えます。

事務局の説明では、地域防犯防火連携体制が設置された場合、その運営費の一部を助成する制度として、平成18年11月に「地域防犯防火連携組織運営費補助金交付要綱」を制定したと聞きました。補助制度の内容の詳細については別紙を参照いただきますが、この制度の運用につきましては、ひとつの型にはめるような画一的な運用は避け、それぞれの地域の実情に沿った形で進めていただくよう、区に対し要望します。

また制度運用にあたって、留意事項として何点か提言させていただきます。

ひとつは地域連携体制に参加するメンバーです。小学校の学区域を単位に設置する性格上、区立小学校をメンバーからはずすことは考えにくいとしても、その地域に存するすべての地域団体等をメンバーとして網羅することができないことも考えられます。その場合、まず趣旨に賛同する地域団体のみで連携組織をスタートし、順次参加する団体を増やしていくというような姿勢で臨むようお願いいたします。

第二に、先ほどの「避難拠点運営委員会」や「学校応援団」を始めとして、地域には数多くの組織が設置されています。そしてその構成メンバーは同じような方々である場合も多く見受けられます。この連携体制については、新たな組織をつくるということにこだわらず、既存の組織が地域防犯防火についても

担うという形態でも認容すべきと考えます。

第三に、区内には複数の小学校の学区域をエリアとする町会自治会も存在します。当該地域について町会自治会を基本として連携体制を構築するという方向性が導かれた場合など、複数の小学校の学区域をまとめてひとつの連携体制とすることも認容すべきです。

最後に細かい話となりますが、地域における各種活動を行う方々は、他の役職にも従事されるなど、活動できる時間に制約があると考えます。補助金の受け取りなど、公金という性格からある程度の制約はあると思いますが、口座を開設しなくても直接現金で受け取ることができるなど、地域の方々にあまり負担のかからない方法で運用されるようお願いいたします。

6 今後の展望について

地域防犯防火にかかる地域連携体制については、地域における機運の盛り上がり最も重要だと考えます。急いで連携体制をつくったとしても、無理をしている分、その体制が長続きすることは困難ではないかと考えます。この体制を永続させるためにも、例えば〇年以内に全小学校の学区域で構築するというようなことは考えず、その機運の盛り上がりを見極めながら、事業展開を進めていくべきだと考えます。

また地域連携体制のもとでの活動が進んでいった場合、民間交番のような役割をもつ拠点を設置して、運営しようというケースも出てくることも考えられます。この拠点のあるべき姿や位置づけなどについては、今後さらに検討する必要があると思いますが、当該拠点の運営に対する財政的な支援についても、今後視野に入れていただくよう要望します。

7 終わりに

地域の協働が重要な課題とされているなか、地域防犯防火については、「地域のことは地域で協力して守る」体制が何よりも重要であると考えます。

また、この連携体制の構築は、町会自治会とPTAといった世代間の意識格差の解消や、昨今希薄になりつつある地域コミュニティの醸成にも多いに寄与するものと考えます。

地域の方々が連携協力して防犯防火活動を行いながら、地域の力が向上していき、「うるおい・にぎわい・支えあい ともに築く わがまち練馬」が実現する、このような展開を切に願いつつ、当協議会の答申を終えることとします。

諮問事項の検討経緯

回	開催日	主な内容
平成 17 年度 第 1 回	平成 17 年 9 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長からの諮問事項の付託 ・ 安全安心まちづくり施策の紹介 ・ 資料要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民団体が連携して活動している実例 ・ 町会自治会の一般的組織構成 ・ 区民意識意向調査における「防犯・風紀」に対する満足度の変遷
平成 17 年度 第 2 回	平成 18 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回要求があった資料の提出 ・ 「地域防犯防火連携組織（素案）」の検討
平成 18 年度 第 1 回	平成 18 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案概要（素案）の検討 ・ 地域防犯防火連携組織運営費助成制度の紹介
平成 18 年度 第 2 回	平成 19 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の検討・決定

※ 上記のほか、練馬区安全・安心協議会公募委員のみによる「公募委員連絡会」を計 4 回開催し、諮問事項の検討や地域防犯防火にかかる情報交換等を行った。

練馬区安全・安心協議会委員名簿

	役職	氏名	備考
会長	練馬防犯協会会長	内田 欽三郎	
副会長	練馬消防団長	渡邊 綱吉	
	光が丘防犯協会会長	田中 富司穂	
委員	練馬警察署長	伊藤 英憲	平成 17 年 10 月 2 日まで
		中田 喜代栄	平成 17 年 10 月 3 日から 平成 19 年 2 月 25 日まで
		鈴木 徹	平成 19 年 2 月 26 日から
	光が丘警察署長	樋ノ口 但	平成 18 年 9 月 21 日まで
		坂井 城	平成 18 年 9 月 22 日から
	石神井警察署長	中野 良一	平成 18 年 9 月 21 日まで
		松田 喜敏	平成 18 年 9 月 22 日から
	練馬消防署長	長久 豊	平成 18 年 9 月 30 日まで
		在原 茂	平成 18 年 10 月 1 日から
	光が丘消防署長	崎野 新一	平成 18 年 3 月 31 日まで
		逸見 英男	平成 18 年 4 月 1 日から
	石神井消防署長	細田 正夫	平成 17 年 9 月 30 日まで
		白井 和夫	平成 17 年 10 月 1 日から
	光が丘消防団長	吉田 一郎	
	石神井消防団長	櫻井 鋭壽	
	教育委員会教育長	菌部 俊介	
	練馬交通安全協会会長	篠 利雄	
	光が丘交通安全協会会長	芝崎 信二	平成 18 年 9 月 21 日まで
	光が丘交通安全協会副会長	山下 清美	平成 18 年 9 月 22 日から
	石神井交通安全協会会長	島村 英雄	
	練馬産業連合会副会長	秋山 千枝子	
	東京商工会議所練馬支部会長	井戸 勤	
	商店街振興組合連合会理事	山村 正雄	
	商店街連合会副会長	飯村 七郎	平成 18 年 9 月 21 日まで
		荒井 敏男	平成 18 年 9 月 22 日から
	青少年委員会会長	高橋 栄	
青少年育成地区委員会委員長	西村 勝男	平成 18 年 9 月 21 日まで	
	金谷 潤子	平成 18 年 9 月 22 日から	
町会連合会会長	上野 定雄		
練馬母の会会長	恩田 まち子		

	役職	氏名	備考
委員	光が丘母の会会長	小松崎セツ子	
	石神井母の会会長	田村 美佐子	
	小学校PTA連合協議会会長	山本 透	平成18年9月21日まで
		渡邊 裕	平成18年9月22日から
	中学校PTA連合協議会会長	小田 一茂	
	練馬防火防災協会会長	内田 富雄	
	光が丘防火防災協会会長	篠田 直治	
	石神井防火防災協会会長	石塚 勇	
	練馬東法人会会長	川口 利夫	平成18年9月21日まで
	練馬東法人会副会長	米田 往子	平成18年9月22日から
	練馬西法人会会長	杉浦 邦彦	
	石神井防犯協会会長	大花 成彦	
	保護司会会長	押田 光雄	
	民生・児童委員協議会代表副会長	礪波 睦子	
	東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会会長	橋本 義村	
	公募委員	市川 守一	
		岩田 幸彦	
		奥村 隆史	
		織山 修二	
		加藤 眞一	
		加藤 輝幸	
		木村 利行	
		小松 一文	
佐々木五郎			
佐藤 勝彦			
新村 憲子		平成18年9月21日まで	
豊田 英紀			
前田 祐子			
松原 久三			
山本 美子			
和田 実雄			

「地域防犯防火連携組織」運営費助成制度の概要

1 組織の単位

原則として、区立小学校の学区域を範囲とする。複数の区立小学校の学区域を範囲としても構わない。

2 組織の登録

組織を設置したときは、「地域防犯防火連携組織登録申請書」に必要な書類を添えて区長に申請する。

区長は、申請のあった組織について、当該学区域内にすでに、連携組織が登録されている場合を除いて、当該組織について名簿に登録する。

3 併設組織の取扱い

組織が他の目的をもつ組織の一部として設置された場合には、当該組織の地域防犯防火に係る部分について、「地域防犯防火連携組織」とみなす。

4 運営費の助成

(1) 助成金額

区立小学校学区域ひとつにつき、年間 30,000 円を限度

(2) 助成金の申請

連携組織は、助成金の交付を受ける場合には、「地域防犯防火連携運営費補助金交付申請書兼請求書」に活動計画書など必要な書類を添えて区長に申請する。

(3) 申請時期

①新規に登録された組織 随時

②昨年度以前から登録されている組織 毎年度5月末日まで

(4) 実績報告

連携組織は、助成金の交付を受けた年度が終了後、速やかに「活動実績報告書」に領収書のコピー等を添えて区長に提出しなければならない。

(5) 注意事項

助成金は窓口現金払いも可とする。